

総合区素案に関する住民説明会

《東成区》

■日 時：平成29年12月20日(水) 19:00～21:00

■場 所：東成区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

東成区長の麻野でございます。

(麻野東成区長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の天下でございます。

(天下平副首都推進局制度調整担当部長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、麻野区長よりご挨拶申し上げます。

(麻野東成区長)

皆様、こんばんは。東成区の麻野と申します。よろしくお願いいたします。

平素は、東成区政、区政の推進に格別のご配慮を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、寒い夜分の中、たくさんの方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、総合区素案の住民説明会ということで、今後の区のあり方に関する重要な内容

になっておりまして、区民の皆さんへの行政サービスに直結する事柄となります。本日の説明会は総合区の素案を取りまとめた副首都推進局より、区民の皆さんへのご説明の機会として開催するものでございます。説明の中には行政用語など、分かりにくいところもあるかと存じます。分からない部分については遠慮なくご質問いただいて、ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の田中より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

改めて、副首都推進局理事の田中と申します。よろしくお願いいたします。

壇上より失礼させていただきます。

本日は、お寒い中、また、こういう遅い時間帯にもかかわりませず、この総合区素案の説明会に足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

私から開催趣旨を申し上げさせていただきます。

現在、大阪市と大阪府におきましては、副首都大阪の確立に向けた取り組みを進めているところで、ことし3月に副首都ビジョンというものを取りまとめてございます。その内容を少し制度の前に説明させていただきます。

そのビジョンの中では、東京一極集中が進む中で、大阪が長期にわたって低落傾向にある。また、少子高齢化が非常に早いスピードで進んでいるということで、こうした課題の解決を図っていくため、広域機能の強化と基礎自治体としての機能の強化を図っていくことが必要ということで、こういった取り組みを制度面から支える仕組みとして、新たな大都市制度の検討を行っているという状況にございます。新たな大都市制度として総合区という制度と特別区という二つの制度がございまして、現在、この二つの制度についての制度案の作成に努めているところでございます。

総合区と特別区というのは、言葉はよく似ておりますけれども、全く異なる制度ですので、その制度の違いというのを十分ご理解いただきたいと思います。総合区といいますのは、今の大阪市を存続させたまま24区という区のあり方を変えたり、区の権限、区長の権限というのを拡充して、できるだけ身近な区役所に仕事を移して、区長の判断で決めることができるようにするものでございます。その一方で、特別区というのは、大阪市をなくして特別区という新たな自治体、全く別の自治体というものをつくろうというのが特別区ということでございます。

きょうはこのうちの一つであります総合区の方についての説明会、いわゆる総合区素案を作成いたしましたので、その素案の内容についてこのような形で説明させていただく場として開催させていただきました。後程資料を使ってその制度の中身を説明させていただきますけれども、総合区とはどのような制度でどのようなものなのかについて、少しでも理解を深めていただければと思いますので、本日の開催ということになってございます。

本日の素案は、現在、大阪市議会の方でご議論いただいておりますので、今後の議会議論を踏まえましては、必要に応じて修正されることがございますので、最終的に確定した

ものではないです。

また、特別区にかかわりましては、大都市制度特別区設置協議会というものが設けられておりまして、そちらの場で議論が進められておりますので、現在、特別区案の作成に向けて協議会で議論が進められているところでございます。

総合区、特別区のいずれの制度を選択するかにつきましては、住民の皆様にご判断をいただくこととしておりますので、今後、議会議論を経てそれぞれの案について最終的に取りまとめていくこととしております。

本日の説明会は、総合区素案の内容を説明するためのものではございますので、総合区・特別区の優劣をつけたり、いずれどちらかの制度を選んでいただくというような趣旨で開催するものではございませんので、説明の後、ご質問等承りますけれども、その際にはあくまでこの素案の説明内容についてのご質疑ということで、お願いいたします。

一応1時間程少し長い説明にはなりますけれども、できるだけ分かりやすい説明には努めてまいりますので、どうか何とぞよろしくお願いいたします。

私のご挨拶はこれで、これとさせていただきます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局より説明いたします。その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の山下より説明申し上げます。

(山下副首都推進局制度調整担当部長)

本日、総合区素案の説明を担当させていただきます制度調整担当部長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の方は、この資料に沿ってさせていただきます。恐れ入りますが、着席させていただきます。

まず、受付の方でお配りしましたこの資料の位置づけなどについて説明させていただきます。表紙の下の方の囲みのところをごらんください。

先程の田中理事からのご説明とも重複いたしますが、本資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとにこの説明会用の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加や修正がされることになります。

また、総合区とは別に特別区につきましても、現在、制度設計についての議論や検討が進められております。最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断していただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、資料をめくっていただきまして、1 ページから 2 ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」のところをごらんください。

見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししています。左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と 24 の区役所があることをあらわしております。局は保健医療、福祉、教育など、大阪市全体を見通した施策を部門ごとに担う組織であり、保健医療施策であれば健康局、社会福祉の関係であれば福祉局といったように、現在、20 以上の局が中之島の本庁などに設置されています。

これに対しまして、区役所は地域ごとの仕事を担う組織として、現在の 24 の行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働や窓口サービスなどの業務を担っています。

見開きの右側のページでは、総合区が設置されることでそれがどう変わるのかをお示ししています。左側のページで 24 区役所となっていたところが、右側のページの中程では、八つの総合区役所と 24 の地域自治区事務所に変わっています。今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらにこれは区によって異なりますけれども、一つの総合区ごとに 2 カ所から 4 カ所の地域自治区事務所を設置します。

総合区設置後によって主に何が変わるかについては、左側のページの上、局のところから右の中程へ向けた矢印のところをごらんください。「住民の皆さんに身近なサービスを局から 8 つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますけれども、右側の 8 総合区役所の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらの仕事は、現在は大阪市全体の施策を担う局の方で行っておりますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において、総合区長の判断により行われることになります。

一方で、左のページの 24 区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、「住民の皆さんへの直接のサービスは 24 の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の 24 の地域自治区事務所の下に丸印で記載しておりますけれども、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどの仕事は、現在の 24 区単位でそのまま行うことになります。

また、右横の「地域の実情に応じた施策の実現」と記載した枠囲みのところですが、住民の多様なニーズを把握、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備、住民の意見をくみ取った施策を実行するため、市長へ意見を具申、こういったことを記載しておりますけれども、これらのことは総合区を設置することによって、住民の皆様の身近なサービスについては今よりも身近な地域において判断できるようにしていく、そしてそれぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して、総合区において施策を決定できるよう、必要な予算や組織、そういった仕組みなども整備していくということをあらわしております。

それから同じページの上のところ、総合区設置後の市長の横のところの括弧の中をごらんいただきたいんですが、住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の観点から行います。総合区設置によって何が変わるかといったことにつきまして、大まかなイメー

ジを申し上げましたが、詳しくはこの後、それぞれの項目のところで説明いたします。

3 ページをお開きください。

目次でございますけれども、本日は総合区素案の内容といたしまして、ここに記載しております1から12の項目、それと各総合区の概要ということで説明をいたします。

なお、一番下の枠囲みに記載しておりますように、この資料でお示ししておりますコスト、組織、予算などの数値は、今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえまして取りまとめていく予定となっております。

4 ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」のところをごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、考え方を示したものがこのページと次の5 ページということになります。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明します。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであることや、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略というのは産業振興ですとか、人材育成などにより経済成長などをめざす大阪府、大阪市共通の長期的な方針のことでございます。これによりまして経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、地方集権型システムから分権型の仕組みへ転換する必要がありますが、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、中程の記載のところですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極の集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦える競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていること。そしてこのことにより、矢印の下のところですが、東西二極の一極となる副首都の大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、また、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということで、一番下のところになりますが、これらの実現に向けては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということをお示ししています。

次の5 ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところをごらんください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能が成長戦略をはじめ、交通網などの都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は住民に

身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら広域機能の一部も担っているというのが現状です。

よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄のところに記載しています通り、広域に関することは副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表のところで示しておりますように、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の二つの制度の検討を進めています。

この表のうち、基礎自治機能については、表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市は存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。

一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止して、新たな基礎自治体として特別区が設置されます。また、それぞれの区において選挙により選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

また、その下の広域機能については、総合区制度では、先程説明した現在の仕組みと同様に、指定都市都道府県調整会議において知事と市長が協議・調整をして方針を決定すること。一方の特別区制度では、大阪府に一元化し、大阪府知事が方針を決定するということとお示ししています。

以上、ここまでが大阪における大都市制度改革と総合区、特別区のそれぞれの制度の違いについての説明となります。

次の6ページの方をごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」について説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左側の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管し、総合区長の権限を拡充します。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が市長に直接意見を言える予算意見具申権といった権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議や地域協議会の設置など、住民の方の意見を反映するための仕組みを構築していくこととしています。

右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてでございますけれども、中之島の本庁舎などにある局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の

効率性、この二つのバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するのかということですが、左下の枠の「総合区の区数」のところをごらんください。

行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。その下には、「体制整備に必要なコストを抑制します」というふうに記載しています。これはどういうことかと申しますと、総合区に移す仕事が多くなる程、職員を総合区に移す必要がございます。その際、現在、本庁の局1カ所で行っている仕事を総合区の数に応じて分散して行うとなりますと、仮に24区に分散する場合には、今の1カ所でやっている仕事を24カ所で行うこととなりますので、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があり、大変非効率となってしまいます。

このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それに多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示ししております。

また、左側の「総合区の仕事」の欄に、「一般市が行う仕事をベースにしながら」というふうに書いておりますけれども、一般市というのは、近隣で申しますと松原市や門真市のような自治体であり、こういった市が行っている仕事のうち、住民に身近なものについては、大阪市では中之島の市役所でなく、各総合区が行っていくということをあらわしております。

こういった考え方によりまして、下段のところに記載のように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市全体の職員を増やさずに、現行職員数の範囲内でコストを抑制していくと、こういった観点から、24区から8区への合区が必要であるということをお示ししております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

以上、ここまでが総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区数についての説明となります。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき策定いたしました。まず、①として各総合区における将来人口につきまして、これは平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする。次に、②として地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③地域の住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできるだけ活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上五つの視点に基づいて策定したものでございます。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しております。

なお、この資料でお示ししております第一区から第八区の区名でございますけれども、これは仮称ということで、北に位置する区から順番に番号をつけたものということにしております。本日伺っております東成区につきましては、鶴見区と城東区と、それとこの東

成区を含めた3区を合区する区割りとなっており、仮の名称でございますけれども、第四区としております。

8ページの方をごらんください。

総合区役所の位置につきましては、現在の区役所庁舎から選ぶこととしております。具体的には、その選定に際しまして考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見えています。これらの条件に照らして現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎の面積が新体制で必要となる面積を満たしているのかどうかの状況やあるいは近隣の市有施設の状況などを勘案いたしまして、総合区役所となる庁舎を選定しています。

その結果といたしまして、ページ中程、選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第三区は福島区役所、この東成が含まれます第四区は城東区役所、第五区は西区役所、第六区は天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区は平野区役所としております。

なお、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴い、総合区役所の位置は変更する可能性があります。

また、その下の枠囲みのところには、繰り返しの説明になりますが、現在、各区役所で行っている窓口サービスなどの業務については、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して行いますので、住民の皆様の利便性はこれまでどおり維持される旨を記載しております。

次に、その下のところ、区の名称について説明いたします。区の名称でございますが、方位、地勢などを考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見なども踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区も出てくるかと思われます。これにより住居表示が変更される可能性もございますけれども、その際には住民の皆さんへの影響を最小限とするように、関係機関との調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上です。

次に、9ページと10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししています。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は白抜き文字で示しておりますように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕

事に分けられています。

これに対しまして、図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。

局が実施する仕事について、二つある枠囲みの上段の方ですけれども、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁などで各局が実施することとしています。

また、左側の二つ目の枠囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営など、六つの仕事を例示しておりますけれども、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側になりますけれども、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

恐れ入ります、再び図の左側をごらんください。

下半分のところの現在、24行政区で実施している主な仕事としては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援や地域防犯対策、地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口業務である住民の皆さんへの直接サービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24の地域自治区においてこれまでどおり実施することとしています。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった、役所の内部で行う事務処理関係の仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8 総合区に集約して実施することとしています。

10ページの方をごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

このページでは、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるものと考えております。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果をお示ししています。こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可などを総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に記載の通り、待機児童の解消に向けてより地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線囲みで記載している保育

所の入所決定ですとか、保育料の徴収などにつきましては、現在、既に区役所で実施されている仕事であり、これらは総合区になっても引き続き実施することとしております。

次に、福祉につきましては、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営であれば、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページをお開き願います。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と多少重なるところもございますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。

ページの上段のイラストには現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししています。

イメージの①ですけれども、保育所の設置認可について示しています。まず上の図の方をごらんください。

現在、保育所の設置認可の大まかな事務の流れを申し上げますと、保育所の数など、①のところで整備計画を策定し、次に保育所の開設場所など、地域の決定のため②の地域調整を行い、そして③で事業者の決定を行った後、開園ということになります。こうした事務の流れの中で、現在、区役所では②の地域調整の部分を担っていますが、下の図をごらんください。

総合区設置後には、点線の枠内に記載の通り、市役所で実施している①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所の開設時期や定員などについての募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示したことを効果としてお示ししています。

なお、真ん中、太い矢印の右下のところに括弧書きで記載しておりますけれども、これも繰り返しの説明になりますけれども、予算の編成や条例提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理についてお示ししています。上の図をごらんく

ださい。

現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合に、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所でございますけれども、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所に対して相談や要望をいただいた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆様に身近な生活道路や小規模な公園について、現在、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果を示しています。

13ページをお開き願います。

イメージ③でございますけれども、放置自転車対策についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいといったような住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応いたしますのは、これも先程の道路の維持管理と同じく工営所ということになるんですけれども、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、地域の実情やニーズを踏まえながら、例えば放置自転車の撤去をする回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししています。

次の14ページをごらんください。

イメージの④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんから例えば体育館の利用時間を長くしてほしいとか、トイレを新しくしてほしいといったような要望に対しましては、担当局において24区にある体育館などの施設を一まとめにした上で、個々の地域の実情というよりも、大阪市全体の観点で優先順位を決めて対応している、そういう状況でございますけれども、総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設などに関する相談の受け付けから対応に至るまでの仕事を総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供していけるのではないかといった効果をお示ししています。

15ページの方をお開き願います。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、こういった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区

役所でお聞きしましても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、関係局へ要望や調整を行いまして、その事業を担当する局の方で事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんのご要望に十分対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区に移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断できるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるのではないかとといった効果を示しています。

以上、この15ページまでが総合区設置に伴い、主な分野ごとで期待される具体的な効果についての説明となります。

16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしていますが、一方で、住民の皆様にはこれまで育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき、区政運営に反映させていくため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の枠囲みには、総合区政会議の内容をお示ししています。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。その下の地域自治区・地域協議会が現在の24区単位、東成区であれば東成区という今のこの区域の単位で設置されます。また、地域自治区の事務所が行う事務としては、現在、東成区役所や保健福祉センターで行っている窓口サービスを今の区役所の場所でそのまま継続して実施していきます。

さらに地域協議会は、地域自治区、すなわち現在の東成区の区域内で実施する大阪市の事務などに関して、市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができます。また、地域協議会から出された意見に対しては、市長や総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージを図にしております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上です。

17ページの方をお開き願います。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。

ページの上段に示すように、総合区の組織体制については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービス、これを総合区で提供していけるようにしていくための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化、これらを実現するために主に三つの体制整備を行うこととしています。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これ

は総合区長がこれまでの区長と異なり、副市長と同じ特別職ということになりますので、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにしていくというのがその趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のための部長級による部制の導入です。先程の説明にもありましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されます。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で各部長のもと、それぞれの分野における政策企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、窓口サービスなどの住民の皆さんの利便性確保のための地域自治区事務所の体制整備です。

ページの下段のところでは、こうした考え方を踏まえまして、総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。総合区役所は、先程の総合区庁舎の位置のところでも申し上げましたが、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置いたします。ですので、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所はそれぞれの総合区役所の中に設置されることになります。

仮称で第四区となっております東成区の場合で申し上げますと、城東区役所が総合区役所ということになりますが、現在、東成区において区民の方に提供させていただいておりますさまざまな窓口サービスや地域の活動支援といった仕事については、地域自治区事務所ということで、看板は衣がえしますが、今の東成区役所の場所でこれまでどおり実施していくことになります。

また、総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、総合区内に設置される地域自治区事務所、この第四区で申しますと、東成・城東・鶴見の三つの地域自治区事務所ということになりますけれども、これらを統括する役割を担います。そのための組織としてイメージに示しておりますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、その下には総務企画部、区民部、こども・保健福祉部といった部署を設置しています。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担いますことから、そのための組織体制として、イメージ図の一番下のところになりますけれども、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定していくことになります。

18ページの方をごらんください。

上段、「職員配置（イメージ）」のところでございますけれども、仕事を局から総合区に移すのに伴い、職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとして示したものでございます。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載している図のところでございますけれども、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の図では、局で9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容と移管される職員数を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は、事業所ごとそのまま総合区へ移管されますが、これらの事業所以外では、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。このように総合区の組織体制については、大阪市全体としての職員数を増やすことなく、概ね現行の職員数の範囲内で整備ができるものと見込んでおります。

ページの下半分の（参考）と記した表の方でございますけれども、表の左端上段の「①総合区役所」の欄のところは、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。

この表の見方ですけれども、例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区の1区当たりの平均でございますけれども、職員数では74人の職員配置を見込んでおり、これらの部署で行う業務としては、総合区の職員の人事や広報といった総務関係の業務とか、総合区政会議や総合区の政策企画、地域まちづくりなどを担当するといったことをお示ししています。

また、表の下段の②の地域自治区事務所の欄のところでは、総合区の庁舎とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数とその主な事務の内容について同様にお示したものでございます。

以上、17ページから18ページにかけてが総合区の組織体制についての説明となります。

19ページをお開き願います。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

予算の仕組みにつきましては、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、もう一つは総合区長が市長と政策方針を共有できる仕組みを構築すること、こういった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、いわゆるお金の管理でございますけれども、これを発揮できる仕組みとしております。

まず、総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。もう少し具体的に説明いたします。

その下、真ん中の枠囲みのところ、「④総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」のところでございますけれども、ここについては先に20ページの一番上に記載しております「総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージ」のところをごらんください。

この図は平成28年度当初予算の金額で試算したものでございますけれども、現在の24区で区長が関与できる予算には、区役所が直接管理し、区の判断で使える予算として、濃い

網掛けの部分でございますけれども、これが24区全体で約82億円となっております。また、これ以外にその上段の点線の四角囲み、吹き出しのついていいるところでございますけれども、これは各局が管理している予算のうち、区長がその使い道などについて局に対して指示をしたり、命令したりできるいわゆる区長が間接的に関与できる予算、通称区CM予算というふうに呼んでおりますけれども、これが24区で約159億円あります。

これが右側の総合区設置後では、総合区長が直接管理し使える予算額としては、八つの総合区全体で約226億円となり、また、局から総合区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行できる予算が約58億円になると試算しています。

なお、このイメージ図では、左と右のそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中から区に関する予算の部分のみを抜き出してお示ししているためでございます。総合区になることによって大阪市全体の予算額が増えるということではございませんが、これまで局が担っていた仕事を総合区に持ってくることにあわせて、その予算も区に移してくる、このことによって市全体における区の予算の占める割合が総合区設置後は増えるということをお知らせいたします。

恐れ入ります、19ページに戻っていただきまして、先程のところ、中程の①のところでございますけれども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になるというふうに考えております。

また、その下、現状においてもインセンティブ制度ということで、例えば区役所の方で土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源については、区の支出に使えるといった制度を現在も置いておりますけれども、総合区になっても同様にこういったインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスが実現できるものと考えております。

次に、20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。

現状では、法制度上、区長が予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というものがございます。これは市長が市全体の視点からの予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズを把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みとして整備をしております。また、各局が所管する仕事であっても、住民に密接にかかわる分については意見具申の対象といたします。

具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスの段階から総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見交換をする場、（仮称）サマーレビューということで、これは夏場に事業を検証するという意味でございますけれども、こういったサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議などの市全体の方針策定の場へも総合区長が直接参画できるようにしてまいります。さらに予算編成段階においても、総合区長が直接説明していく場なども設定することとしております。

続きまして、その下の「③予算の「見える化」をさらに充実」のところでございますけ

れども、それぞれの総合区の予算の姿が分かり、他の総合区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料に工夫を重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるものと考えております。

以上、19ページから20ページにかけてが総合区の予算の仕組みについての説明となります。

21ページをお開きください。

総合区の財産管理について説明いたします。

財産の管理権限につきましては、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表のところをごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しています。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することになります。表では総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について、濃いグレーの網掛けで示しています。

表の下をごらんください。

矢印で効果と記載しておりますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応ですとか、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕であったり、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなど、こういったことが可能になるのではないかとこのように考えております。

その下の図は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていくといった施設管理の効果のイメージを参考事例としてお示ししたものでございます。

総合区の財産管理についての説明は以上でございます。

次に、同じく21ページの下のところに、「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的なコストであるイニシャルコスト、これが約62.7億円、また、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円というふうに試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務移管などに伴い発生する大阪市のコンピューターシステムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについての説明は以上でございます。

22ページの方をごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関

との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であること、これらのことを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後を目途とするとしております。

総合区設置の日についての考え方については以上でございます。

次に、その下の表のところでございますけれども、これは参考資料といたしまして、上の表は大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したもの、下の表は大阪市内の24の行政区の人口と面積をそれぞれ表にしてお示したものでございます。

次の23ページ以降の内容でございますが、各総合区の概要ということで、総合区ごとの人口や面積、市民利用施設の設置数、また、区域内の産業などの特徴について、取りまとめた形でお示しております。本日伺いしております東成区でございますが、26ページの方をごらんください。

(仮称)第四区、東成区、城東区、鶴見区ということになりますけれども、例えば下の表の人口、面積の表のところを見ていただきますと、平成27年の人口は約35万6,000人であり、平成47年の将来推計人口では約33万2,000人というふうに見込んでいます。また、その右横の囲みの中に区の特徴として主なものを記載しております。

大規模公園である鶴見緑地や城北川の親水空間、鶴見・京橋地区などの商業地を有しており、多くの子育て世帯が住むエリアであること、また、森之宮等の大阪城東部地区では、大阪健康安全基盤研究所等の健康医療機能をはじめ、観光、人材育成、居住等の機能も集積し、多世代・多様な人が集い、交流を育むまちをめざしていくこと。城東・東成地区は、ものづくり産業の集積地であり、企業の成長・発展に貢献する大阪産業技術研究所が立地していること、さらに淀川左岸線延伸部の整備やJRおおさか東線の新駅設置など、交通ネットワークの充実による利便性の向上が見込まれていること、こういったことを特徴として挙げております。

総合区第四区の概要についての説明は以上でございます。

大変長時間に及びましたが、総合区素案についての私からの説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前にご留意いただきたい事項が4点ございますので、お聞きください。

一つ目、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。ご発言の際は着席、座ったままでご発言いただきまして結構でございます。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に、四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、こちら、そうですね。今マイクをお持ちしますのでお待ちください。

(市民)

現在分かっている範囲で結構なんですが、大阪市の待機児童数は何名か、今現在分かっている範囲で結構です。そして許認可申請件数は何件ぐらいなのか、今分かっている範囲で結構です。お答え願えませんか。

(大下平副首都推進局制度調整担当部長)

申し訳ございません。今お尋ねの部分についてのデータ等は持ち合わせておりませんので、こうですということをこの場でご説明できません。申し訳ございません。

(司会)

申し訳ございません。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちらの方、5列目の。もう一度手を挙げていただけますか、ごめんなさい。

(市民)

4ページですか、レジュメ、資料にありますけれども、この中で一番最初に東京一極集中が云々とか、大阪は長期にわたって低落傾向が続いていますと、このような大都市大阪が抱える課題ということが書かれているんですけども、その資料をずっと読んでいっても、都市機能の充実ということを強調されているんですけども、今現在の大阪市の体制で都市機能の何が不足しているんやろうか。何をどのようにもうたええかということが出てこないんですわ、この資料ではね。そういう点でご説明をお願いしたいなと思います。

(田中副首都推進局理事)

ご質問に対してお答えさせていただきます。

4ページと5ページにかけて今の大阪市の現状認識というのを書いてございます。ご質問の点、非常に多分抽象的なご回答になると思いますけれども、やはりここに書いているように、東京と比べて大阪の経済が非常に低迷していると。それと人口の減少があるという、比較的長期のスパンで見た時に何ができるかということで、経済成長面のもう少し活力を取り戻す必要があるということで、いろんな施策を打っていくに当たってどういう組

織体制を準備したらいいのかということで、今回、総合区と特別区という形での案を提示しているということで、ご質問に対しては、例えば都市機能としましてもやはりいろいろございまして、交通網の整備であるとか、いわゆる道路網の整備とかいうこともございます。その取り組みとしては、現在も既になにわ筋線とかに都市計画決定を打ったりあるいは淀川左岸線の延伸とか、あるいは「うめきた」の開発とか、そういった取り組みは現在進めているところでありますけれども、この取り組みをさらに安定的、盤石なものにしていくにはどうかという点で検討を進めているという状況でございます。

(司会)

それではまた、続けて。一旦お待ちいただいていいですか、すみません。

じゃ、5列目の、はい。

(市民)

二つ程質問があるんですが、1点は、この住民説明会を聞いておりますと、この副首都推進局ができてから幾らぐらい、何ぼお金がかかったかということ。

それからもう一点は、新しくできる総合区長というのはかなり権限があるんですね。いろんなことをマネジメントするというようなことを言われておるので、誰が任命するかということ。

(大下平副首都推進局制度調整担当部長)

すみません、二つ質問をいただいたうち、区長は誰が任命するかというところについてお答えさせていただきます。

総合区長は任命するのは市長になります。今の24の区長さん、同じやり方なんですけれども、それを公募であったりとか、職員さんにあなたが区長になりなさいということになるんですけれども、今と違うところが議会の方でこの人を総合区長にしたいですということで、議会にお諮りして議会で、よっしゃ、いいよということで承認をもらわないと区長として任命できないという、そこが特別職ということになりますので、今の区長さんと違うところというところになります。任命については、市長の部下ですので市長が任命することです。そういうことでよろしいでしょうか。

(田中副首都推進局理事)

予算の部分につきましては、この総合区素案に関する住民説明会につきましては約400万円の予算を計上して実施しているところでございます。副首都局につきましては、去年、一昨年の4月に設置されましてことしが2年目ということですが、現在、100名程の体制で実施しているところでございます。

(市民)

金額は。

(田中副首都推進局理事)

金額につきましては、人件費ですので積算というのが少し難しいですが、あくまで物質的な総合区説明会に当たっては400万程の予算で実施しているところでございます。

(市民)

吉村さんの予算でとっているでしょう、その金額は。

(司会)

すみません、マイクを通してお願いできますか。

(田中副首都推進局理事)

あくまで100名体制で今、人数がおるということでご理解いただきたいと思います。

(市民)

市だよりに吉村さんが推進局の方に予算獲得しているでしょう。その金額は幾らですか。知らないんですか。人数のことなんか書いてないですよ。金額のことを書いています。予算はもう4月には決定せなあかん。

(司会)

すみません、確認いたしますので少々お待ちいただけますでしょうか。

(市民)

市だよりというのを一遍めくって調べてください。

(司会)

すみません、ではちょっと確認中ですのでほかの質問の方を先にお受けしたいと思いますので、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

一番そちらの、はい。よろしくお願いします。

(市民)

すみません、5ページの左下の方なんですけれども、大阪市は大阪府と同じように広域行政についての権限を持っていますね。それで5ページの左下、指定都市制度、総合区制度の広域機能、知事と市長は副首都推進本部会議において協議・調整し、方針を決定するとなっていますね。これは協議が調わない場合、総務大臣の勧告があると思うんですけれども、これは総務大臣に何か強力な権限とかあるんですか、ないと思いますけれども。つまり協議が調わなくて大臣の勧告にも従わない場合は、ずっと平行線のままになるということですね、この総合区制度では。

(田中副首都推進局理事)

都道府県指定都市調整会議につきましては、地方自治法という法律によって制度が定められておりまして、協議が調わない、いずれかの申し出があったら総務大臣の方へ調整を

お願いできると。総務大臣の方は、いわゆる有識者みたいな機関を設けて勧告という形をとりますので、今、一定、法律的には勧告に従わなければならないという義務の規定にはなってございませんけれども、一定そういった手続を踏まえて総務大臣からの勧告がなされますので、尊重する形にはなろうかと思います。ただ法律上、従わなければならないというような規定にはご指摘の通りなってございません。

(市民)

平行線で終わりですね。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、はい。今、はい、そちらの方。

(市民)

すみません、教えていただきたいんですが、今の説明をずっと聞いていまして、大阪市の職員の人数ですね。局や行政区とか変わらないということですよ、イメージで、18ページに載っていたと思うんですけども。最後にコストのところが、総合区設置に伴うコストと21ページに書いてあるんですけども、イニシャルコストとかランニングコスト、ここにもお金が大分かかってくるので、今まで、今の大阪市の予算、コストですね。コスト以上にお金がかかってくるんじゃないかなと素朴な疑問に思うんですけども、僕のイメージの中やったら、大阪市の職員の数が減って、はじめはコストはかかるんですけども、最終的には今よりも安く、コストが下がっていくというイメージやったんですけども、このままやったら増えるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりをご説明していただければと思います。

(大下平副首都推進局制度調整担当部長)

コストが増えるんじゃないかということで、21ページのところの数字のところ仰っているというふうに、これは仰っている通りです。総合区にすることによって、まず一時的にかかる経費が62.7億ということです。ずっとかかる訳じゃないんですけども、する時にかかる経費と。それとこの9,000万というのは、総合区にならない、今の大阪市と総合区と比べた時に、総合区になることによって毎年9,000万ずつ余計に経費が毎年かかりますよ、この分は必ずかかる経費、一定の前提条件で見積もった額でございますけれども、それは今よりもお金がかかるというのは確かでございます。

だからそれ以外の人件費、職員の数とかいうところは変わらないんですけども、予算とかいうことも総合区になることによって何か財源が生み出されるとか、経費が大幅に節減できるとか、そのことによってこのコストが回収できるというふうな仕組みではないです。あくまでも総合区というのは住民の皆さんに近いところに、今まで中之島で決めていたことをできるだけ身近なところで区長さんが決定してやっていって、きめ細かい対応ができるようにしていく、そのためのコストとしてこれだけかかりますよということでお示ししているものでございます。

(田中副首都推進局理事)

1点補足させていただければ、大阪市のままでも職員数を減らすという流れはございますので、総合区になってもその流れは全く一緒で、ただ局が執行している事務を区に置きかえるに当たって、職員数もこっちへ持っていくため、一時的に事務所の改修経費と、それから事務をするに当たってのシステムの改修経費がかかってくるということでございます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

はい、じゃ、5列目の。そちらの女性の方、はい。

(市民)

私は今のままでいいと思っているんですけども、今の説明を聞いていて、身近なことを総合区になればできる、それで今のままでは局が精査してやると。そんなん予算が同じやのに総合区になればできて今のままやったらできない、これはおかしいですよ。そうでしょう。予算が限られた同じ予算ですわ。その中で局が精査したらできなくて、それで総合区になったら身近なんがいっぱいできると、要望に応えられると、ほんなら予算すごいかかりますよね、はっきり言って。細かいことですけどね、そういうふうに思います。

それで、今までコストの面でいろんなことをやってはるけれども、これが大阪府なり、市なりが衰退した原因ではないと思うんですよね、一極、東京に集中したからというのは。やっぱりいろんな面があると思うんです、政策的な面。だけど、制度の行政区とかそういう問題ではないと思うんですよ、大阪市が地盤沈下しているというのもの。

経済面で言うたら本社が全部東京の方へ行く、だけど、京都に本社を置いているところは行ってないんですよ。大阪だけですよ、みんな東京に本社を置いていっているというのは。これは制度と全然関係ないんですよ、特別区になろうが、総合区になろうが。そういうのは制度面ではないんですよ。それをあたかも制度面に変えているというのはすごい問題やと思います。

それで、高齢化でも少子化でも制度面では関係ないんですわ、はっきり言って。これは政策の問題ですよ、国のいろんな、大阪市でも。そやからそういう行政区をいじっているんな本当に住民投票で何億もかけて、この説明会でも400万円もね。400万いうたら大きいですよ、私ら本当は欲しいぐらい。そういうのをかけて本当にメリットがあるのか。そこを今、こんな人数かて、区長たくさん来られてと私は思わず吹き出しましたがけれども、これだけで本当に説明になったんかな。それでこの40分の説明で私ら分かりませんわ、はっきり言って。理解できない、質問もできないです。

以上です。

(司会)

ご意見として承らせていただきます。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

じゃ、4列目の方。

(市民)

今、会場を見ておりますと東成市民が8万人程おる、それでここに来ている、今、集合している、聞きに来ている人は何人ですか。これはこういうことをやっても意味がないと。ということは、私が言いたいのは、これは今、24区、個別にやられましたけれども、何人ぐらいこういうものをお聞きになりに来ましたか。それをちょっと何人だと、何%だということを教えてください。

(司会)

私の方からお答えさせていただきますと、既に20回開催しておりまして、その合計で約1,700名の参加者となっております。

(市民)

1,700やろう、24区もあんなんで。こういうことをやったって意味がないというねん。

(司会)

ご発言はマイクを通してご発言いただけますでしょうか。

(市民)

都構想の限りじゃないですか、これは。都構想を始めるためにやっているんだから、もう都構想は終わったんですよ、これは。橋下さんは負けたんです。

(司会)

失礼ながら今回は総合区の説明ということでございますので、仰るように都構想は……

(市民)

説明を聞きに来ている人が多ければ、なるほどなと思うんですが、聞きに来られている人が少ないです。だからそういう人は都構想は終わったというふうに思われている訳です。

(司会)

ご意見としていただきます。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、そちらのオレンジの服の方。

(市民)

何度もすみません。区長さんにお聞きしたいんですが、今、区長をされていて大阪市に意見調整を言っても大阪市が取り扱ってくれなかった件数というのは何件ぐらいありますか。僕は市長なんか、区長の言うことなんか聞かんよというような感じなんですよ。これを今度また総合区長がなっても、市長と副市長があんなもの聞かんよというような話にな

と思うんですよ。一遍どのぐらい意見調整で出したのに大阪市が受け入れてくれなかったか分かりませんか。何件ぐらいあって何件ぐらい認めてくれて、何件ぐらい拒否されたか、一遍仰ってください。

（麻野東成区長）

厳密に件数をという訳ではないんですけども、日常、本庁のいろんな局といろんな議論をさせていただいておまして、それを取り扱っていただけないというか、聞いていただけないということはございませんで、同じ組織でございますので、密な連携、密な協議をとりながらやっているところでございます。

（田中副首都推進局理事）

あと、少し補足させていただきます。今回、予算そのものは確かに市長が編成権を持ちますので、例えばこれだけの税金が入って、例えば子ども施策、道路施策あるいはまちづくり施策にどれだけ配分しようかという決定権は市長にあるということでは変わらないんですけども、それに対して区長がどれだけ意見を言ってそこを反映するかという意味で、今回、予算意見具申権等が法定されておりますので、そういったことをできるだけ尊重して実施できる仕組みをつくっていかう、かつそれを区長に配分して区長が最終決定権を行使してその予算を決定していくこと、配分された範囲内で予算に対して区長が決定している権限を拡充していかうというのが制度の目的でございます。

（司会）

それでは……

（大下平副首都推進局制度調整担当部長）

すみません。先程の質問、一番最初にご質問いただいた数字の部分で確認させていただきましたが、29年4月で325人ということで、待機児童数ですね。ということで、よろしくをお願いします。

（市民）

許認可申請件数の方は。

（司会）

まだ引き続き確認中でございます。

それでは、質問のある方、引き続き挙手の方をお願いいたします。

では、そちらの列の真ん中の方の方。

（市民）

すみません、何回も言うんですけども、先程一番最初の僕の質問に対する回答は、先程女性が質問者として答えてくれはったので、それについてはあれが正解やろうなと僕は思います。そやからそのところ、やっぱりこれは都市問題、大阪市の衰退という点は、

やっぱりこれは行政側からそういうふうな回答を求めたかったなと思うんですわ。それについては何か反論できますか、先程の回答について。ぜひお願いしたいんですが、なぜここまで大阪市が衰退したんや、東京一極集中というのが何でここまで進んだんやということについて、行政としてどない考えているんかということ、それを答えてほしいんですよ。

（田中副首都推進局理事）

確かに最初にご指摘がありましたように、大阪が衰退した原因というのはもろもろあって、一つこれが明確な原因というのは難しいかなと思います。仰るようにずっと、東京にもともと資源が集中しておって、そこによって加速的にしたという部分もありますし、やっぱりそれが加速することによって東京が情報の中心地の役割を果たしたりあるいは金融の中心地、政治の中心地ということで、そこに近い方が有利やというご判断で企業の方が東京に移られているという場合もありますし、かつ今度は逆に大阪がそういう新規に資本を投下してここに会社を置いて、ここに工場を置いて例えばするにすれば、貿易機能あるいは空港の機能が弱いとか、そういったいろんなもろもろの判断に基づいて判断している部分もあると思いますので、確かにさっき仰ったように制度そのものだけを変えれば即戻るという趣旨ではないと思うんですけれども、やはり制度を変えることによって判断する政策決定の仕組みとかも変わっていくことになりますので、そういった政策決定の仕組みを変えることによって、少し政策への優先順位のつけ方あるいはどう政策への判断をするということが変化することにもなりますので、そういったことによって息の長い形にはなるとは思いますけれども、大阪の経済の復興へとつなげていくことになればということで、制度についても今回こういった形で議論させていただいているところでございます。

（市民）

そのところはね……

（司会）

すみません、マイクを持ってご発言いただけますでしょうか。

（市民）

制度を変えるということについて、根本ですか、これに理解してもらわんことには絶対に前に進まない。それをちゃんとして説明せなあかんのですよ。

（司会）

ありがとうございます。

それでは、引き続き質問のある方。

はい、どうぞ、じゃ。マイクをお持ちしますのでお待ちください。

（市民）

20ページの②の中に市長、副市長と意見交換する仕組みを整理しますと書かれておりま

す。各市町村の情報交換を見るといろんな情報を業者と取り交わした分というのはオープンになってくる訳ですが、この総合区になった暁には、何月何日、どこの総合区長は市長と会ってどういう話になったということはオープンになるのでしょうか。ならなかったら具申権と書いてあるけれども、餅みたいなものやなというふうには思いますが。情報公開するかしないかですわ。

（大下平副首都推進局制度調整担当部長）

最近はなかったんですけども、今の予算編成は途中段階で、今までは予算がいきなりこうなりましたみたいな発表をしておったんですけども、予算編成のいろんな段階でのプロセスは新聞報道とかしている、ホームページで随所随所ではオープンにしていますので、そういうレベルでの情報公開というのは、総合区になっても当然引き継がれていくとは思いますが、仰るようにどのレベル、恐らく会議であればまだ大阪市として判断していないことについて、これは例えばオープンにするといろいろ支障があるよねということについては情報公開はしないであろうし、その直近ではね。ものによっていろいろ変わってくるのかなと、扱う会議の内容によって、例えば業者を決めるとかそんなようなことやったら、まだ段階ではオープンにはできないけれども、決まった後やったらできますよとかいう、ちょっとものによって変わってくるのかなというふうに思いますが。

（田中副首都推進局理事）

今も大阪市情報公開条例に基づいてあるいはそれに基づかなくてもできるだけ行政のオープン化という形で情報提供できるものはしておりますので、総合区になっても大阪市は残りますので、この大きな枠組みというのは全く変更はございません。

（司会）

それでは、次の質問の方。そこのチェックの方。

（市民）

表紙に、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか住民の皆さんにご判断いただけるように書いてあるんですけども、私が一番何でかなと思うのは、今のままでいいという選択肢が何でないのかなと。今のままで私はいいと思っています。

（田中副首都推進局理事）

手続面を説明させていただきます。総合区は行政側で総合区の設置に関する、名称は別として総合区を設置するという条例をつくって、それを市議会の方に議案としてご提示して、そこで市議会の方でこの議案をマルかペケかするかというご議論をいただきますので、そこで総合区に関する条例がマルになれば総合区という形になります。もしそこで否決されたら当然総合区にはならないという形の中で、市議会の方でご判断いただく形になります。

一方、特別区は、同じように特別区の設置に関する法律というのが決められていまして、ここで手続が定められているんですけども、最初にちらっと申し上げました特別区をつ

くるには特別区設置協定書というものをつくらなければならないんですけれども、これは設置協議会というのをつくってその場でこの協定書をつくるという枠組みになっておりまして、今、その協議会というのは知事と市長と府議会議員さんと市議会議員さんで構成されておりまして、そこで今ご議論いただいている形になります。その協議会で協定書というものがまとまりましたら、その協定書を市議会と府議会の両方に議案という形で諮って、市議会でもマル、府議会でもマルということになりましたら、今度はそれを住民投票、この協定書というようなものを住民投票にかける形になりますので、この住民投票で賛成が上回りましたらこの協定書がマルになって特別区へと移行という手続になりますので、いずれも議会なり、そういった議会プロセス、また住民投票、総合区は住民投票は関係ございませんけれども、あくまで特別区ですけれども、そういったプロセスでしてマルになればいずれかの制度に行くという形になります。

ただ総合区と特別区とどういう形で議論、どういったタイミングでどう議論していくかというのは今現在検討中でございますので、あくまでこういう手続をもって総合区になる、特別区になるということだけご理解いただければと思います。

（司会）

ちょっとお待ちくださいね。引き続き、じゃ、ご質問のある方。

じゃ、新規の方ですので、一番最後列の手を挙げられた方。

（市民）

質問なんですけれども、副首都推進局というところが総合区を定められたということなんですけれども、9ページと10ページを見て現在の大阪市の局から移管される仕事がかども・子育て支援と福祉と、道路、公園と放置自転車とスポーツセンター、プールということなんですけれども、ここが六十何億かけて区に移管したところで、ここが充実したとして、それがどう副首都構想につながるのかがこの資料を読んでもよく分からなかったんですけれども、ご説明していただけますでしょうか。

（田中副首都推進局理事）

確かにこれは基礎自治機能をどう充実するかということで、今、事業を決めるに当たって局が判断するのか、いや、区長さんが判断するのかということで、できるだけ住民の方に近い区長さんが判断するという、あくまで基礎自治機能の充実のこの部分は絵ですので、多分、副首都という、仰るようにぴんとこれがすぐ副首都というイメージにはつながらないというご指摘はその通りと思います。

むしろ最初のページに言うている、先程からもご指摘がありました4ページ、5ページあたりの議論が副首都という概念につながってくる部分かなと思います。副首都、今、大阪府市でめざしております、いわゆるそれを副首都をするにはいろんな面から、きょうビジョンというものをお配りしておりませんが、ビジョンの中で副首都をめざすに当たって都市機能の充実という機能面で、例えばインフラ整備を図っていくとかいう一つ挙げて、そういった機能面の施策を充実させるに当たって制度面も必要でしょうということで、新たな大都市制度を検討ということで、現行法制度で可能な総合区と特別区の検討と

いう形をしていますので、そういったプロットの中で総合区、特別区が議論されているということでございます。

（司会）

それでは、ご質問の方。

それでは、はい。帽子の、はい。

（市民）

すみません、私も余り知っている訳ではないんですけれども、ただ都構想の時も、今回こないして説明会を聞きに来て、いつも私が聞きたいことを聞けないのよね。デメリットが一個もないんですよ。これをやる以上、メリットばかりでしょう。じゃ、総合区にしないよと言っているような説明ですよ。じゃなくて、これをした時にはこういうデメリットもありますよということも教えてほしいんですよ。でないと、今、最終的に特別区と総合区の判断をしないと言っても、よさばかり言われているけれども、現実にはできないことが結構多いんですよ。だったらできないことも教えてくださいよ。そしたらある程度の判断ができると思うんですよ。それだけ、だから次の、この後あるんでしょう、特別区の説明会。それはないんですか。

（大下平副首都推進局制度調整担当部長）

そしたら特別区の説明会はないのかということ、デメリットがどうなんだということのご質問ということでよろしいですか。

まず、デメリットの方なんですけれども、まず、東成区がなくなるというか、三つに合区されるので、今の地域コミュニティがどないなんねんという、これは多分恐らく不安があると思いますので、これについては今の地域自治区みたいなのを東成区の区域の中で残してやっていきますよ。窓口サービスについて今まで東成区役所でできたものが、今で言うところの城東区役所の総合区まで行かなあかんのかということについてはないようにしますということをやっているんですけれども、それ以外のところで言いますと、説明にありましたコスト、お金がよりかかると。それは説明させていただいたのはいわゆる税金で負担するコストなんですけれども、例えば東成区でしたら工場とかいろんなところを経営されている方も多いので、その中で例えば会社で使える住所が変わったことをもって名刺を印刷したりする、それは税で負担できませんので、各市民の方のご負担になってくるというようなところ、そういったところはデメリットとしては出てくるかなというふうには考えております。

（市民）

それを具体的にこういう説明会の時に欲しいんですよ。だからよさはこうやけど、悪さもこういうものがありますよと、それは我慢してくださいよというところもあっていいと思うんですわ。それがないから逆に言うたらええところばかり挙げているからじゃないかと、だからそれの方が私らは不信感がありますよ。

（田中副首都推進局理事）

特別区についての住民説明会を開くのかというご質問につきましては、先程手続を両議会でマルになって住民投票をするということが決まれば、住民投票に向けて協定書の内容を分かりやすく説明する義務がありますので、そのための住民説明会というのは開催されることになります。それは前回と同じような形は別として、ああいった形での説明会が開催されること、だから住民投票から逆算して何日か前という形になります。

（司会）

それでは、申し訳ございませんが、時間の方が迫ってまいりましたので、あとお一人で質問を最後にさせていただきたいと思いますので、ご質問のある方、手を挙げていただけますでしょうか。

初めての方なので申し訳ございません。

（市民）

総合区の事務手続についての説明をずっと聞かせていただいたら、予算面を除いてはほぼ現行政区でできることじゃないんでしょうか。それと、もっと都市内分権を進めて現行政区に権限もろもろをおろせば総合区の導入、特別区の設置の住民投票も不要になるんじゃないでしょうかね。その点がすごいいつも、上の方の行政、議会について見ていて不信感というんか、ずっと見させていただいていることなんですけれども、とにかくここまで予算をかけてやることなのかというのが一番の言いたいことです。とにかく住民自治を育てるといふんやったら、もっと育成する環境というのをもっとつくってほしいなという形で、行政していただいている方に関しては特にいつも思っています。質問じゃないんですけれども。

（田中副首都推進局理事）

ちょっとだけ、この趣旨だけちょっと。区長権限の強化という点では、これまでも区長自由予算とかの額を上げたり、区CMという制度を設けて局の執行に対して区長が関与できるような形で拡充は図ってはきています。ただ区長自身に執行母体、何かいろんなことをしようと思ったら、私ども部下職員を含めて執行体制が必要になりますけれども、区長そのものが部下として執行体制を直接持っていないというのが現状でございますので、それは局の方に執行体制がぶら下がっております。これをできるだけ区長の直接指揮に及ぶ執行体制を組もうというのが今回の趣旨で、そうなりますと24区にそれだけの執行体制を組むということは難しくて、一定、区を大きなまとまりにする必要があるという発想が総合区でございます。それで事務等、事務の移譲に合わせて執行体制も持ってきて、それに伴う予算も拡充していこうというのが総合区の趣旨ということだけ説明させていただきます。

（司会）

すみません、それでは、時間に限りがあって申し訳ございませんが、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれをもって説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。